

# 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の概要

**目的 (1条)**  
 鉱山保安法と相まって、  
 金属鉱業等による鉱害を  
 防止し、もって国民の健康  
 の保護及び生活環境の  
 保全に寄与すること

注)  
 特定施設 = 金属鉱業等の用に  
 供される坑道及びたい積場  
  
 金属鉱物等 = 銅、鉛、亜鉛、  
 硫黄、ほたる石等の計20種

